

# 公益財団法人川崎市市民自治財団



## 法人の概要

### 名称

公益財団法人川崎市市民自治財団

### 所在地

〒211-0063 川崎市中原区小杉町3丁目1番地  
電話 044-733-1232 FAX 044-733-9720

### 沿革

川崎市市民自治財団(以下「財団」という。)は、市民自治活動の振興と社会福祉の向上に寄与することを目的に、昭和54年6月2日に川崎市と川崎市全町内会連合会が協力して神奈川県知事の事業許可を得て設立した公益法人です。

平成20年12月1日付けの公益法人制度改革三法の公布に伴い、財団は平成24年3月30日付けで神奈川県知事から公益認定書の交付を受け、平成24年4月1日付けで公益財団法人川崎市市民自治財団へ移行いたしました。

### 目的

川崎市内における市民自治活動の健全なる発展及び振興を図るために必要な施設を設置し、これを適正かつ能率的に運営するとともに、各種自治組織に対し必要な援助を行うことにより、市民自治活動の振興と社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 事業

- 1 町内会・自治会会館など地域自治施設の土地及び会館の寄付受け入れと貸付け
- 2 市民自治活動振興のための研修会・講演会等の開催及び調査研究
- 3 市民自治活動に関する情報及び資料の提供並びに相談
- 4 川崎市総合自治会館の管理運営
- 5 その他

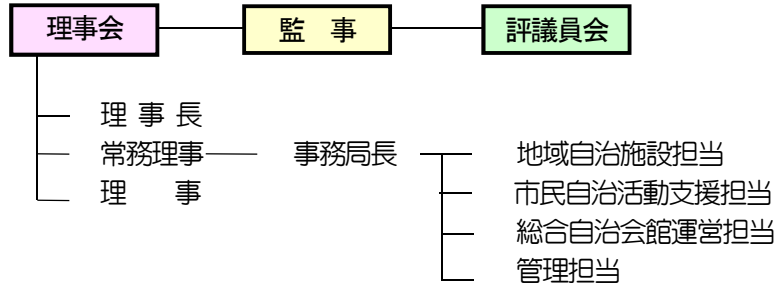
行政庁

神奈川県

所管部局

川崎市市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課

組織



役員等定数

区 分			定 数
役 員	理 事	理 事 長	1名
		常務理事	1名
		理 事	5名以上10名以内 (理事長、常務理事を含む。)
	監 事	2名以内	
評 議 員			5名以上10名以内

事業年度

毎年4月1日 ~ 翌年3月31日

## 事業の概要

### 1 町内会・自治会館など地域自治施設の土地及び会館の寄付受け入れと貸付け

町内会・自治会は任意団体のため、その所有する会館(土地・建物)等の不動産を登記する場合は、町内会長・自治会長あるいは特定の役員の名義で行うしか方法がありませんでした。このため、登記された会長等が代わった時、または亡くなられた場合は名義変更の手続きによる贈与税及び相続税の対象になったり、相続人とトラブルが生じるなど混乱し、事務手続き上の煩雑さに加え、その費用も大変です。

そこで、こうした問題を解決するために、町内会・自治会が所有する不動産を受け入れる機関として、昭和54年に財団が設立されました。

財団に町内会・自治会が所有する不動産を寄付していただき、財団の費用負担で財団名義に登記をします。そのうえで、町内会・自治会へその不動産をそのまま無償貸付けを行います。このような制度は他都市に例をみないユニークな制度です。

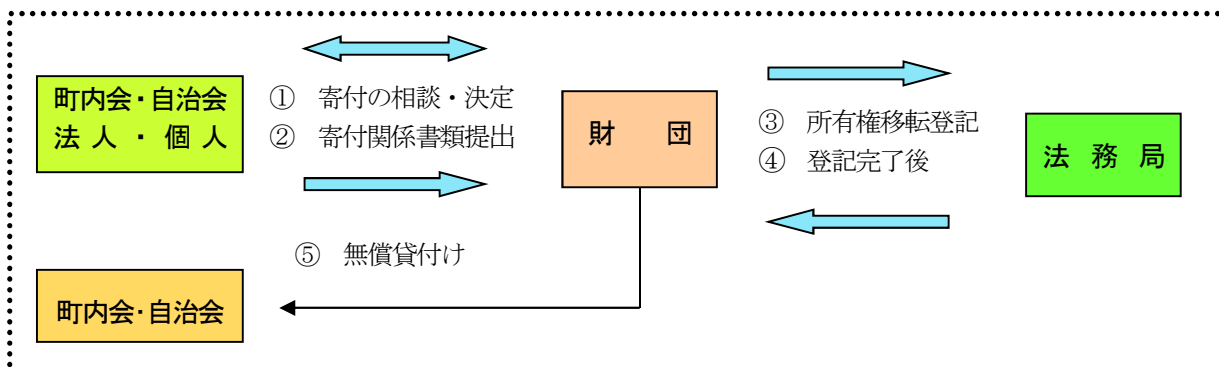
具体的に説明しますと、各町内会・自治会が所有している町内会館・会館用地などの集会施設を寄付により登記上財団名義とするもので、これに要する登記費用は財団が負担し、未登記の建物であれば、表題・保存登記も財団の費用負担で行います。

寄付を受けた会館とその用地は、財団と町内会長・自治会長とで、3年間の使用貸借契約を締結（以後3年毎に更新）し、町内会・自治会には無償で自由に使用していただきます。なお、複数町会が共用の場合は、管理運営委員会を設置していただき管理運営委員長と使用貸借契約を締結します。

ただし、貸付けた会館の建替え、改修、修繕、火災保険料（マンションにあつては管理費・修繕積立金等を含む）などの維持管理費は、全額その町内会・自治会の負担となります。財団で寄付を受け入れた物件は、他に資産運用することなく、登記権利書は銀行貸金庫に保管・管理しております。

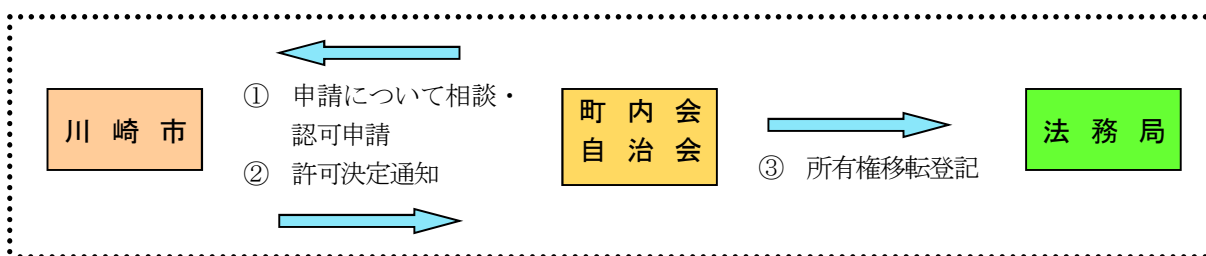
### (1) 財団への寄付手続きの流れ

(窓口：(公財)川崎市市民自治財団)



### (2) 町内会・自治会の法人化の流れ

(窓口：川崎市市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課)



### (3) 寄付受入施設一覧

(平成29年3月末現在)

〔貸付団体集計〕

〔施設別件数集計〕

区 別	団体数	土 地	建 物	施設別	内 訳 (件)		
					土地のみ	建物のみ	土地・建物
川崎区	44	42件	42件	44	3	10	31
幸 区	14	10件	15件	14		6	8
中原区	19	10件	19件	19		11	8
高津区	4	2件	4件	4		1	3
宮前区	13	16件	12件	13	1	1	11
多摩区	18	17件	17件	19	1	4	14
麻生区	23	25件	22件	23	1	5	17
合 計	135	122件	131件	136	6	38	92

※ 寄付形態(土地のみ、建物のみ、土地・建物)により、寄付団体集計と施設別件数集計で数字が異なります。

## 2 市民自治活動振興のための研修会・講演会等の開催及び調査研究

### (1) 研修会の開催

市民自治活動の活性化及び連帯意識の高揚を図ることを目的に、町内会長・自治会長を対象とした研修会等を開催しています。

※ 財団・全町連合同研修会開催状況（直近5年間）

年度	第1部 活動事例発表	第2部 講演会
24	テーマ①：はるひ野町内会8年の歩み～カルチャーの違いを乗り越えて (発表者 はるひ野町内会) テーマ②：細山町会の歴史と活動について (発表者 細山町会)	○テーマ（市政を語る） 講師 川崎市長
25	テーマ①：観音町内会遊覧所運営の取り組み (発表者 観音町内会) テーマ②：住んで良かった鋼2町内会を目指して福祉の支え合い活動 (発表者 鋼管通二丁目町内会)	〃
26	テーマ①：神明町町内会とオーベルグランディオ川崎自治会の出会い ～町内会とマンション自治会の上手な付き合い方～ (発表者 前編 神明町町内会 後編 オーベルグランディオ川崎自治会)	〃
27	テーマ①：地元の伝統文化等を活用して地域の絆をつなぐ (発表者 新丸子東2・3丁目親和会) テーマ②：マンションと戸建て、共に進めるまちづくり (発表者 井田協友会)	〃
28	テーマ①：これまでの歩みから これからの歩みに向けて (発表者 二子第2町会) テーマ②：新作第一町内会の防災事業について (発表者 新作第一町内会)	〃

### (2) 講演会の開催

一般市民、財団役員・評議員、全町連役員・理事を対象に「町内会活動事例発表」～共に進めていく地域の絆とこれからのまちづくり～をテーマにした講演会を次のとおり開催しました。

- 日時 平成29年2月23日（火）午後2時から午後4時
- 会場 川崎市総合自治会館 ホール
- 参加者 134名
- テーマ・講師
  - ①「地元の伝統文化を活用して地域の絆をつなぐ」  
中原区新丸子東2・3丁目親和会会長 尾木 孫三郎 氏
  - ②「マンションと戸建て、共に進めるまちづくり」  
井田協友会会長 松本 登 氏

### (3) 調査研究

市民自治活動振興の参考とするため、全国自治会連合会大会に参加するなど、他都市の自治会組織の実態及び活動状況を調査研究しています。

#### ア 全国自治会連合会大会

年度	開催都市	講演会テーマ
24	姫路市	① 講演会 「凛々と生きる」 講師：中西 玄禮氏 ② 協働のまちづくり実践報告会 「安全・安心に暮らせる明るいまちづくり」 「住民環境を守るためのまちづくりルールの制定」 「四郷元気いっぱいまちづくり」
25	川越市	① 講演会「住民主体のまちづくり」 講師：原 知之氏 ② 協働のまちづくり実践報告会「生き方学とふるさと学」
26	沼津市	③ 講演会「富士山と浅間大社」 講師：中村 徳彦氏 ④ パネルディスカッション「地域の防災力をいかに高めるか」
27	金沢市	① 講演会「金沢のコミュニティとまちづくり」 ② 活動発表「特色ある地域おこし」 講師：中村 徳彦氏
28	仙台市	活動発表「全国7ブロックの特色ある活動」

#### イ 他都市視察

年度	視察都市	調査テーマ
24	高松市	① 町内会・自治会への加入促進に向けた取り組みについて ① 町内会館・自治会館の建設整備に係わる補助制度について ② 町内会館・自治会館の寄付受納について
25	仙台市	① 仙台市の町内会活動について ② 地域版避難所運営マニュアルづくりについて
26	静岡市	① 静岡市自治会連合会の活動状況について ② 加入促進について ③ 静岡市の自主防災活動の取り組みについて
27	長野市	長野市の住民自治協議会への支援概要について
28	仙台市	地域防災の取り組み、東日本大震災の体験談など

### 3 市民自治活動に関する情報及び資料の提供並びに相談

#### (1) 市民への図書閲覧

自治関係資料を中心とした蔵書の活用や新たに参考となる図書等の収集を行い、市民自治活動に関する情報及び資料の提供を行っています。

- ① 蔵書数（平成29年3月末） 1,661冊
- ② 閲覧方法
  - ア 閲覧を希望する方は、会館窓口にお申し出ください。
  - イ 閲覧時間 午前 9時～11時  
午後 1時～3時

#### (2) 相談に関する業務

町内会等の活動の円滑な運営に資するために、市民や町内会等からの地域課題の解決策に関する事などについて、日々相談を受けるとともにアドバイスを実施している。

##### 【平成28年度相談等受付件数】

ア 寄付等に関する相談	3件
イ 会館改築、修繕に類する相談	19件
ウ 会館の固定資産税や所有にかかる税金などに関する相談	5件
エ 使用賃貸契約についての問い合わせ	10件
オ 会館管理等に関する相談、問い合わせ	28件
（境界査定、会館用地内の工作物設置などの管理上に関する相談）	
カ その他	8件

### 4 川崎市総合自治会館管理運営

川崎市総合自治会館は、川崎市における市民自治活動の全市的拠点として、昭和58年12月、川崎市によって建設され、財団が管理運営を行っています。

町内会・自治会などの住民団体、福祉団体をはじめ、会議・研修会や各種サークル活動など市民の皆さんの学習やふれあいの場として、広く利用していただくためのものです。

館内には、多目的ホールをはじめ、大小の会議室と談話コーナーがあります。

##### 【会館の定員・面積】

階	室名	定員	面積
3	第1会議室	60人	65.8㎡
	第2会議室	36人	42.8㎡
2	第3会議室	36人	45.3㎡
	特別室	21人	34.3㎡
	小会議室	21人	28.0㎡
1	第4会議室	30人	40.5㎡
	ホール	250人	234.6㎡
	談話コーナーA	12人	22.3㎡
	談話コーナーB	12人	22.3㎡
	談話コーナーC	12人	22.3㎡